

【重要】

本募集より、提出要領の表記や採択方法等について一部変更を行ったため、必ず本事務連絡及び「令和8年度私立大学等研究設備整備費等補助金及び私立学校施設整備費補助金事務処理要領」を参照の上、作成すること（過去の様式等は使用しないでください。）。

補助額の算定についても一部変更を行ったため、申請下限額及び補助対象経費上限額については、別添「専修学校関係の施設・設備等整備費補助に係る令和8年度事業の申請下限額及び補助対象経費上限額について」を必ず参照すること。

事 務 連 絡

令和8年2月13日

各都道府県私立専修学校主管部課長 殿

文部科学省総合教育政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室

令和8年度私立大学等研究設備整備費等補助金及び私立学校施設整備費補助金に係る
事業募集について（依頼）

私立専修学校における学校施設の防災安全機能強化や教育基盤の強化等を推進することを目的に、本事業の募集を行うこととしました。

つきましては、貴職におかれては、貴管下の学校法人又は準学校法人が設置する専修学校（専門課程又は高等課程）が令和8年度に本補助金を活用した事業の実施を希望する場合には、下記事項、事務処理要領及びに交付要綱等を熟読の上、計画調書等を作成するよう伝達していただき、貴職において取りまとめ、提出していただくようお願いします。整備計画を提出する予定がない場合にも、その旨ご連絡願います。

記

1. 今回募集する事業

「私立大学等研究設備整備費等補助金（私立大学等研究設備等整備費）交付要綱（昭和51年8月10日文部大臣裁定）」及び「私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱（昭和58年7月1日文部大臣裁定）」に定める以下の事業とし、令和8年度に整備が行われる事業（※）

（※交付内定日以降に契約が締結され、原則、令和9年3月31日までに対象の建物・設備等の引き渡しを受け、かつ支払いが終了する事業）

(1) 私立大学等研究設備整備費等補助金(私立大学等研究設備整備費)

① 情報処理関係設備

(2) 私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費))

①教育装置

②情報通信ネットワーク装置

③- 1 専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業 (耐震補強工事)

③- 2 // (耐震診断費)

④ // (非構造部材の耐震点検・耐震対策)

⑤ // (防災機能強化事業)

⑥ // (バリアフリー化)

⑦ // (アスベスト対策)

⑧施設環境改善整備事業

2. 補助金交付の対象となる者

学校法人又は準学校法人(以下、「学校法人等」とする。)が設置する専修学校(専門課程又は高等課程)

※ 例えば、令和8年度当初の設置者が学校法人等でない専修学校であっても、補助金申請時には学校法人等により設置された専修学校となり、かつ令和7年度末までに卒業生を輩出していれば本補助金の申請の対象となります。なお、個別の事情についてはあらかじめご相談ください。

3. 同一法人が同一事業メニューで複数事業の申請をした場合の選定について

同一法人が同一事業メニューで複数事業を申請する場合に予算額を上回る応募があったときは、予算状況や申請者が採択を希望する優先順位を考慮し、交付事業の選定を行います。複数事業を申請する場合は、採択を希望する事業の優先順位がわかる書類を提出してください(耐震補強工事、非構造部材の耐震点検・耐震対策、防災機能強化事業及びアスベスト対策等を除く。)。所管庁が複数にまたがる場合は、いずれかの都道府県に提出してください。

4. 補助金交付事業の審査について

「1. 今回募集する事業」のうち予算額を上回る応募があったものについては、審査の上交付事業の選定を行います。

具体的には、以下のア～オの観点で順に、一事業あたりの交付額が過度な圧縮とならないと認められる水準まで交付事業の絞り込みを行う予定です。以下全てに該当していない場合においてもご申請いただくことは可能ですが、いずれかの条件を満たさない場合は、審査の結果、不交付となる可能性がありますので予めご承知おきください。

ア. 事業計画書提出時点で、耐震化が完了している学校であること。

イ. 令和8年4月1日時点で、修学支援新制度における機関要件の確認校である見込みであること。

ウ. 令和8年4月1日時点で、職業実践専門課程として文部科学大臣が認定した課程(※)を持つ学校である見込みであること。

※専修学校の専門課程における職業実践専門課程に認定に関する規定（平成 25 年文部科学省告示第 133 号）第 2 条第 1 項の規定による

エ. 過去に国土強靱化関連事業（※ 1）への交付実績がある、或いは申請年度に国土強靱化関連事業（※ 2）へ同時に申請を行っている学校法人であること。

※ 1…専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業（耐震対策工事）、同（非構造部材の耐震対策）、同（防災機能強化事業（ブロック塀等の安全対策））のいずれか

※ 2…専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業（耐震補強工事）、同（非構造部材の耐震対策）、同（防災機能強化事業）のいずれか

オ. 令和 8 年 4 月 1 日時点で、災害対策基本法第 4 9 条の 7 に基づき指定避難所に指定された学校である見込みであること。

5. 補助率の圧縮について

なお全体の交付希望額が予算額を上回った場合、交付決定（内定）額について、審査後の補助対象経費に補助率を乗じた後、さらに一律の圧縮率を乗じた額とすることとします（耐震補強工事、非構造部材の耐震点検・耐震対策、防災機能強化事業及びアスベスト対策等を除く。）。

※補助対象事業経費が補助対象経費上限額を超えた場合には、補助対象経費上限額に補助率を乗じた後、さらに一律の圧縮率を乗じた額を交付決定（内定）額とする。

例：補助率 1 / 2 の事業メニューにおいて、補助対象経費 1,000 万円の事業を申請し、40%への圧縮が発生した場合

$$10,000,000 \times 1/2 \times 0.4 = 2,000,000 \text{ (円)}$$

（申請状況により、交付額が 1 / 2 以下になる可能性があります。）

6. 事業着手日について

本補助金の申請の対象となるものは、文部科学省からの交付内定日以降に着手される事業のみとします。（交付内定日より前に事業着手することはできません。）

【参考】

令和 7 年度私立大学等研究設備整備費等補助金交付内定日：令和 7 年 7 月 1 0 日

令和 7 年度私立学校施設整備費補助金交付内定日：令和 7 年 8 月 4 日

7. 計画調書等の提出方法及び提出期限

(1) 提出方法

① 学校法人等

<事業計画書について>

「計画調書作成要領」等を参照の上、必要となる様式等を作成し、都道府県が別途定める提出期限までに都道府県担当部局へ紙媒体及び電子媒体で提出すること。

② 都道府県

<事業計画書について>

学校法人等から提出された計画調書等を確認・取りまとめの上、提出期限までに文部科学省宛に紙媒体及び電子媒体で提出すること。

ただし、令和7年度財務書類のみを後から提出する場合においては、電子媒体のみで提出すること。
※その他の書類については紙媒体でも提出すること。

<申請一覧について>

別紙様式1「令和8年度私立大学等研究設備整備費等補助金<専修学校関係>申請一覧」又は別紙様式2「令和8年度私立学校施設整備費補助金<専修学校関係>申請一覧」を作成の上、以下により **E-Mail にて提出**すること。

(2) 提出期限

<事業計画書・申請一覧について>

① 私立大学等研究設備整備費等補助金：令和8年3月16日（月）（必着）

② 私立学校施設整備費補助金：令和8年3月16日（月）（必着）

ただし令和7年度財務書類のみを後から提出する場合においては、令和8年6月1日（月）を提出期限とする。

※その他の書類については①、②の期日までに提出すること。

8. 事業募集に係る留意点について

(1) 学校法人等においては、申請する事業実施のための資金が確保されていること。

(2) 補助事業の施工業者選定に当たっては、適正性及び透明性が求められていることから、私立大学等研究設備整備費等補助金（私立大学等研究設備等整備費）交付要綱第19条及び私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱第19条並びに「建設工事等に係る補助事業遂行に当たっての留意事項」（別紙1）に従うこととし、原則として、入札又は3社以上の業者による見積り合わせ等によること。

なお、計画調書の提出に当たっては、あらかじめ施工業者等の選定を行った上で、提出すること。

(3) 学校法人等が作成した計画調書等の内容について、都道府県担当者に確認事項を送付する場合があること。

(4) 本補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、処分制限期間（「平成14年3月25日文科科学省告示第53号」参照）を定めているため、学校法人等においては、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供する処分）を行う場合は、事前に文部科学大臣の承認が必要となること。

なお、学校法人が、処分しようとする財産と同等以上の規模、性能等を有する財産を新たに全額自己負担で整備し、処分しようとする財産の処分制限期間の残存期間を新たに整備する財産に引き継がせる場合（自己都合による処分の場合は除く）は国庫への納付金の納付は不要である。

また、処分しようとする財産の補助金額（工事費相当額を含む）のうち、処分制限期間の残存期間分に相当する金額を国に納付する場合は、国庫への所要の納付金の納付が必要となる。（この場合は、新たに整備するものについて、補助金の申請をすることができる。）

ただし、取得価格（工事費相当額を含む）が1個又は1組50万円未満の機器等は、財産処分制限が適用されないため、承認を受けずに個々に処分することができる。

(5) (4)とあわせて、「私立大学等研究設備等整備費（専修学校分）及び私立学校施設整備費補

助金（専修学校分）の取扱に関する留意事項」（別紙2）を確認すること。

(6) 計画調書等について、本募集より、提出要領の表記や様式等について一部変更を行ったため、必ず本事務連絡及び「令和7年度私立大学等研究設備整備費等補助金及び私立学校施設整備費補助金事務処理要領」を参照の上、作成すること（過去の様式等は使用しないでください。）。申請下限額及び補助対象経費上限額については、別添「専修学校関係の施設・設備等整備費補助に係る令和7年度事業の申請下限額及び補助対象経費上限額について」を参照すること。

(7) 令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、専修学校施設の安全対策を早急に行う必要があることから、本補助事業を活用した安全対策を検討している学校法人等におかれては、可能な限り、今回の事業募集において計画調書を提出すること。

<参考> 適用法令等

- I 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- II 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- III 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱（昭和58年7月1日文部大臣裁定）
- IV 私立大学等研究設備整備費等補助金（私立大学等研究設備整備費）交付要綱（昭和58年7月1日文部大臣裁定）
- V 補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成14年3月25日文部科学省告示第53号）

【提出先】

文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL：03-5253-4111（内線3280, 3958）

Mail：senshu-hojo@mext.go.jp

※学校法人等においては問い合わせ先・事業計画書の提出先は都道府県担当部局であることに留意すること。